

<コラム付属資料>

係争処理手続きに関する意見の変遷

— 地方分権推進委員会第1次勧告（1996年12月） —

2-(2) 国と地方公共団体間の紛争処理の仕組み

② 第三者機関の処理する紛争の範囲

a 不服の申し出

オ 国は、自治事務（仮称）の処理について行った指示又は是正措置要求に地方公共団体が従わない場合には、当該指示又は是正措置要求に従わないことが違法であることの確認の申し出をすることができるものとする。

c 上記の不服の申し出又は違法確認の申し出の対象となる事件のうち違法性が問題となるようなものについては、裁判所に訴えることができるものとする。ことについて、なお検討する。

— 法務省（地方分権推進委員会・行政関係検討グループ合同会議説明資料、2007年2月6日より） —

3. 各紛争についての基本的な考え方

(1) 法定受託事務に係る国の指示に関する紛争

(2) 自治事務に係る国の指示又は是正措置要求に関する紛争

ア 第1次勧告においては、上記(1)の紛争（法定受託事務に係る国の指示に関する紛争）以外に、自治事務に係る国の指示又は是正措置要求に関する紛争についても、訴訟提起を認めることとするかどうかを検討対象として提示されている。

イ 現行の団体事務に関する紛争については、裁判所への訴訟提起が認められておらず、行政内部において解決が図られていることを考えると、自治事務に係る指示又は是正措置要求に関する紛争について、紛争解決の仕組みとして裁判所への訴訟提起を認めるべき必要性があるかどうかについては、十分な検討を要すると思われる。

また、自治事務に係る指示又は是正措置要求に関する紛争を法定受託事務に係る指示に関する紛争（上記（1）の紛争）と比較した場合、第1次勧告によれば、自治事務については、法定受託事務と異なり、国による代執行が予定されていないから、この点からも、裁判所への訴訟提起を認める必要性・相当性について十分な検討が必要になるとと思われる。

農水省（同上）

1. はじめに

- ④ 第三者機関の行う裁定については基本的には訴訟の対象とされ、最終的には裁判所が国の関与について判断をするような形になっているが、第三者機関の行う裁定を訴訟の対象とし、国の関与自体は訴訟の直接の対象とはされていないことから、国の関与についての最終判断を裁判所が十分に行い得るのか疑問があること（特に第三者機関の裁定に相当程度の裁量が認められる場合には国の関与についての第三者機関の判断を裁判所が否定することは考えにくく、第三者機関の行う裁定が実質的には最終判断となるのではないか。）

建設省（同上）

2. 内閣の中におくこと（内閣法及び国家行政組織法との関係）について

内閣法第3条及び国家行政組織法第5条の趣旨は、各大臣が主任の大臣としてそれぞれ行政事務を重複なく分担し、所管行政の最終責任を負うとするものであると理解しているが、行政紛争処理委員会に国と地方の行政全般にわたる問題について主任の大臣の権限に優越する裁定権を認め、これを内閣の中に置くことは、これらの法律の趣旨に反しないのか。

例えば、国と地方公共団体が法令の解釈をめぐる争う場合において、国（各省庁）が行政紛争処理委員会に対して裁定の申立てを行うことができることは、当該行政事務を主任の大臣として分担し、第一次的な法令解釈権を有する法令所管省庁が自らの行為の適法性を同じ行政府内の他の機関（行政紛争処理委員会）の判断に委ねることになるのか。（仮にそうであるとすれば、公害等調整委員会の例はあるものの、限られた分野の例外的制度を各法律に基づく地方公共団体の行政

分野全般に広げることは、内閣制度に対する影響が大きいのではないかと懸念される。)

厚生省（同上）

- 法定受託事務であれ自治事務であれ、国は法令の解釈権限をもち、その解釈に基づいて、適法との判断に基づき地方公共団体に対して関与を行う。こうした法令の解釈権限を、法律の主任の大臣から、地方の意向をも踏まえつつ裁定を行う第三者機関に委譲することには反対である。なお、法令の解釈をめぐる争いについては、直接裁判に委ねるべきである。
- また、現行内閣制度では、各省庁の判断は、すなわち行政権の属する内閣の行政事務を分担管理する主任の大臣の判断となっているが、内閣の統括の下におかれる同じ行政機関である第三者機関に国と地方との裁定権を認めることとすれば、主任の大臣よりも当該機関が法律の解釈・運用等において優越権をもつということとなる。こうした一般的な権限を持つ機関の設置は、現行内閣制度において問題ではないか。

地方分権推進委員会第4次勧告（1997年10月）

第3章－Ⅱ－1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

(2) 審査の申出

- ③ 国の行政機関の長は、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、②の審査申出期間内に審査の申出をせず、かつ、是正措置要求又は指示に従わないときは、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

(4) 勧告及び通告

2) 国の行政機関の長からの審査の申出の場合

地方公共団体の長等が是正措置要求又は指示に従わないことが違法であるときは、当該地方公共団体の長等に対し、期間を示して必要な措置を講ずべき事を勧告するとともに、当該勧告の内容を審査申出人に通告し、かつこれを公表することができる。

第3章－2－(1)訴訟の提起

② 国の行政機関の長の訴訟の提起

国の行政機関の長は、次のいずれかに該当するときは、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等を相手方として、当該是正要求又は指示に従わないことが違法であることの確認の訴えを提起することができる。

ア 是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、当該是正措置要求又は指示について国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、当該地方公共団体の長等が、①の出訴期間内に適法に出訴せず、かつ、当該是正措置要求又は指示に従わないとき。

* 国の側からの訴訟の対象は、地方公共団体が是正措置要求又は指示に従わないことの違法確認に限ることとし、地方公共団体が合意（又は同意）、許認可等を得ずに行為を行った場合は国が是正措置要求又は指示をすることを前提に、合意（又は同意）、許認可等を得ずに地方公共団体が行った行為の違法確認は訴訟の対象から外すこととした。

<勧告別添資料>

[Ⅱ]－Ⅰ 国地方係争処理委員会（仮称。以下同じ。）における裁定等

1 裁定－(2)申立て

① 地方公共団体に対する国の関与に関して争いがある場合、国の行政機関の長及び地方公共団体の長又は行政委員会（以下「地方公共団体の長等」という。）は、それぞれ国地方係争処理委員会に対して、裁定の申立てをすることができる。

機関委任性務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方及び

一連の関連する制度のあり方についての大綱（自治省）（1997年12月）

第3章 第二節 国と地方公共団体との間の係争処理手続き

第32 国の行政機関の長による審査の申出及び訴訟の提起

国の関与のうち是正措置要求等又は指示等については、当該関与が取り消されない限りこれを受けて地方公共団体が措置を講じなければ違法であることを踏まえると、国地方係争処理委員会や裁判所が「当該関与に従わないことが違法であること」を確認しても当該関与の法律上の効力に影響があるわけではなく、法的な意味において

は、必ずしも違法であることを確認するための手続を設ける必要性はないとも考えられる。

このような点を踏まえ、「国の行政機関の長による地方公共団体が関与に従わないことの違法確認の審査の申出及び訴訟の提起」については、今後法制的に整理するものとする。

— 地方分権推進計画（1998年5月） —

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

5 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

(3) 国地方係争処理委員会における審査及び勧告

イ 地方公共団体の長等による審査の申出

(ア) 地方公共団体の長等は、その担任する事務の管理及び執行に関する国の関与について不服があるときは、国地方係争処理委員会に対し、審査の申出をすることができる。

(筆者注：国の行政機関の長からの審査の申出についての記述なし)

(4) 裁判所における訴訟及び判決

ア 地方公共団体の長等による訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するときは、一定の出訴期間内に、国の関与（協議を除く。以下第2において同じ。）を行った国の行政機関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え（関与の取消しの訴え及び関与の不作為の違法確認の訴え）を提起することができる。

- a 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき。
- b 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき。
- c 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき。
- d 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき。

(筆者注：国の行政機関の長からの審査の申出についての記述なし)